【ベトナム】ベトナム知的財産権法の全面改正について

2021 年 9 月 10 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナム知的財産権法の全面改正についてのお知らせです。

9 月 7 日、ベトナムの国会において、Hoang Thanh Tung 法制委員会委員長が議長となり、知的財産法改正案の事前確認を行った。改正、補足する条項の数は、現行の知的財産法の 222 条のうち 94 条（42%）で、同法は 2009 年と 2019 年にも改正、補足されている。Nguyen Khac Dinh 国会副議長は、起草機関に対し、包括的な改正に繋がる法の名称変更を検討するよう提案し、また、改正の数は重要ではなく、改正内容が重要であると述べた。国会は、必要であれば包括的な改正を受け入れる準備ができており、その後、順序に沿って改正案をやり直すこととなる。Hoang Thanh Tung 法制委員会委員長は、起草機関に対し、第 3 会期（2021 年 9 月）に国会常任委員会に提出するため最初の説明を受け入れるよう要請している。

情報公開日
2021 年 9 月 7 日

URL 等
https://baotintuc.vn/thoi-su/sua-doi-toan-dien-luat-so-huu-tri-tue-neu-can-thiet-20210907160639004.htm

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。